

ハコモノ資産の更新に関する基本方針

平成27年2月

広島市

— 目 次 —

第1	目的	1
第2	構成	2
第3	課題	3
第4	目標	5
第5	基本方針	6
第6	施設群の方向性	13
第7	今後の取組	26
＜参考＞	ハコモノ資産に関する市民意識調査結果	29

第1 目的

本市のハコモノ資産※¹は、その提供する機能・サービスが市民生活に直結しており、広島市の「まち」として重要な役割を果たしています。こうしたハコモノ資産について、厳しい財政状況の中でも、将来に向けて市民満足度の高い機能・サービスを提供し続けるためには、必要以上の機能・サービスの重複を避けるなど、それらの更新の際に効果的かつ効率的な投資を行うことが重要です。

そのためには、個々の施設が更新時期を迎えた際に、個別に当該施設のあり方を検討するのではなく、各施設が更新時期を迎える前にあらかじめ施設全体の更新に関する方針を整理し、この方針に沿って個々の施設を更新していくことが必要です。

この方針を策定するため、本市では平成25年6月に「公共施設老朽化対策検討会議」を立ち上げ、まずは施設の現状調査等を実施し、その結果を平成26年1月に「広島市ハコモノ白書」※²として取りまとめました。本書は、その現状調査等の結果を踏まえ、見出された課題と更新により実現すべき目標を明らかにした上で、更新に関する方針を構成する「基本方針（全施設共通）」及び「施設群の方向性」を示すものです。

※1 文化、スポーツ、福祉などの行政サービスを提供するための機能が付与された施設で、本市が設置したもの及び本市が設立した地方独立行政法人等が設置したもの（公立大学法人広島市立大学、地方独立行政法人広島市立病院機構の設置する広島市民病院、安佐市民病院、舟入市民病院、リハビリテーション病院及び自立訓練施設並びに（公財）広島市文化財団の設置する青少年野外活動センター）をいう。

※2 広島市ハコモノ白書（平成26年1月）

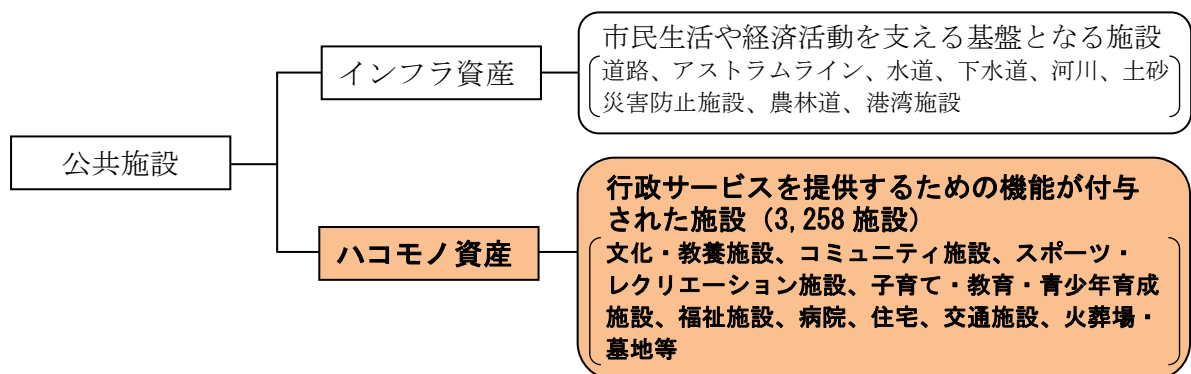
＜市ホームページの掲載場所＞

市政全般＞市政全般その他＞公共施設の老朽化対策＞広島市ハコモノ白書

＜市ホームページURL＞

<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/00000000000000/1390530767673/index.html>

【参考】公共施設の種類

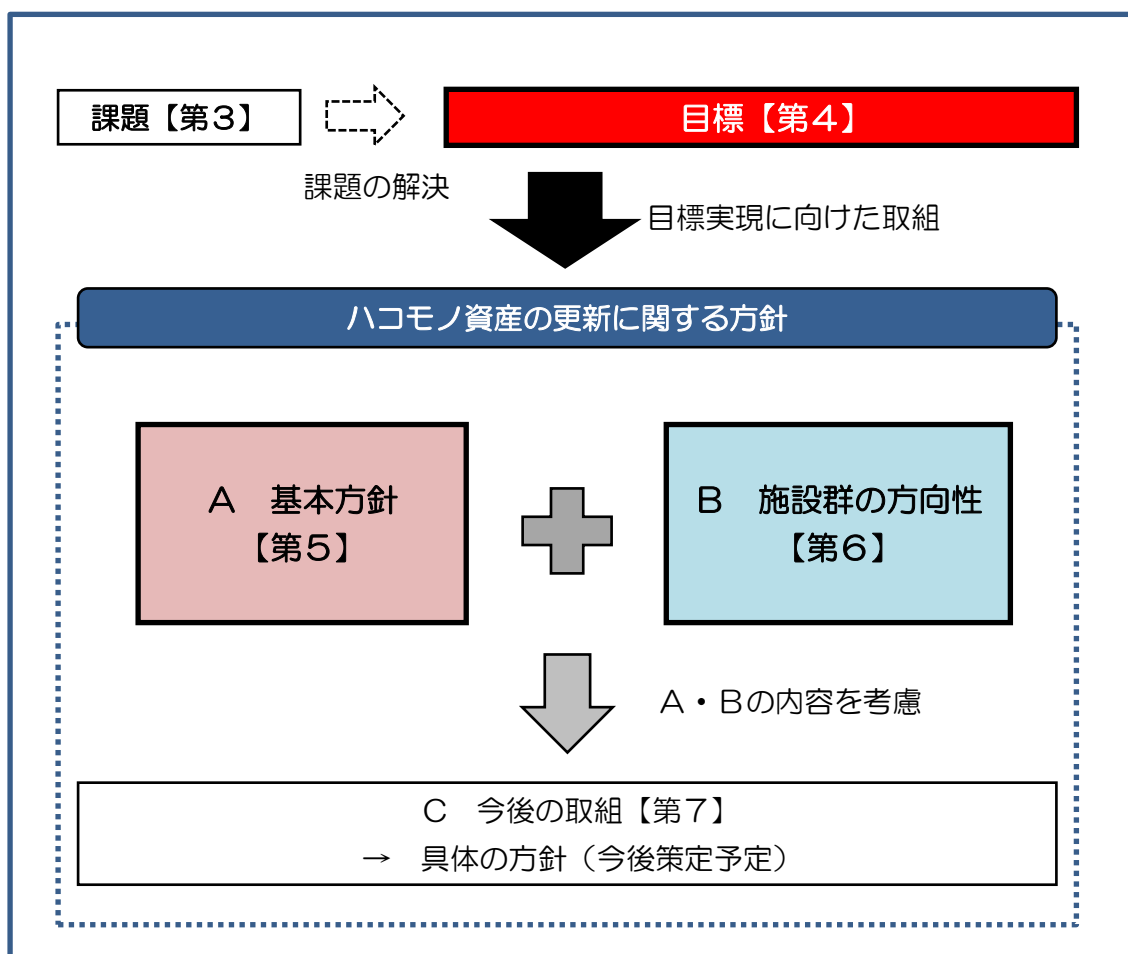


第2 構成

本書は、

- 1 本市のハコモノ資産の現状調査等を実施した結果見出された、ハコモノ資産の「課題」
 - 2 本市のハコモノ資産の更新後に構築すべき施設体系を示した、ハコモノ資産の更新により実現すべき「目標」
 - 3 本市のハコモノ資産全てに共通して検討すべき項目を示した、ハコモノ資産の更新に関する「基本方針」
 - 4 文化・教養、コミュニティ、スポーツ・レクリエーションなど用途が市民に身近な施設について、施設群ごとに将来のあるべき姿を見据えつつ検討の指針を示した、更新に向けた「施設群の方向性」
 - 5 今後の取組
- により構成しています。

<本書の構成>



第3 課題

- 本市のハコモノ資産は、その多くが、整備後 30 年から 40 年もの期間を経過しており、
- ・ 建物の老朽化が進み、これらの建物が今後一斉に耐用年数を迎えることとなるため、多額の更新費や改修費等が見込まれること
 - ・ 少子高齢化の進行などの社会経済情勢の変化により、ハコモノ資産に対する市民ニーズが変化し、整備当時に付与した機能が現在及び将来の市民ニーズに対応しなくなること
- が懸念されています。

こうした中、ハコモノ資産の現状調査等を実施したところ、ハコモノ資産全体の主な課題として次の2点が明らかになりました。

《主な課題》

- 1 本市の財政状況に鑑みれば、全ての施設を同じ規模や仕様で更新することは不可能である（参考1参照）。
- 2 設置目的は異なるものの提供するサービスが類似する施設や同種の諸室を持つ施設が多数存在するなど、ハコモノ資産全体の最適化が図られていない（参考2参照）。

【参考1】現在と将来の更新・大規模改修費用の比較（「広島市ハコモノ白書」P15, 16より）

現在※ ¹ (A)	将来※ ² (B)	差引 (A－B)	比率 (B／A)
271 億円	474 億 5,000 万円	▲ 203 億 5,000 万円	175.1%

※1 「現在」：ハコモノ資産の更新・大規模改修等に充てた各会計の平成 24 年度決算額

※2 「将来」：今後 40 年間で発生する更新・大規模改修費用の推計額の年平均額

本市は、ハコモノ資産として 3,258 施設、延床面積 422 万㎡の建物を保有していますが、これらの建物は築年数を経過するごとに劣化し、耐用年数を迎えれば、建替えや除却などの選択を迫られることになります。そこで、仮に本市のハコモノ資産を維持し続け、同じ規模や仕様で更新する場合、どのくらいの費用が必要になるかを試算しました。結果、今後 40 年間の更新・大規模改修費用の推計額は、**総額で 1 兆 8,981 億 9,000 万円、年平均で 474 億 5,000 万円**にのぼることとなりました。

しかしながら、一般会計、特別会計及び企業会計において、ハコモノ資産の更新・大規模改修等に充てられた費用は、平成 22 年度決算額で 264 億 9,000 万円、平成 23 年度決算額で 282 億 5,000 万円、平成 24 年度決算額で 271 億円です。平成 24 年度決算額と上記の推計額を比較すると、**年間で 203 億 5,000 万円が不足**し、現在の経費から約 1.8 倍の額を確保しなければならないことが分かります。

【参考２】設置目的は異なるものの同種の諸室を持つ施設の例

名称	数	平均規模	主な諸室
公民館	71	1,163 m ²	ホール、大集会室、研修室、会議室、実習室、和室等
福祉センター	14	1,190 m ²	ホール、会議室、料理教室、トレーニング室等
老人福祉センター	3	1,331 m ²	集会室、トレーニング室、教養娯楽室等
勤労青少年ホーム	3	1,218 m ²	ホール、講習室、集会室、音楽室、体育室等

例えば、町内会等の地域団体の会合やグループ活動など地域での活動に利用されることの多い公民館はホールや会議室などの諸室を有していますが、異なる目的で設置された福祉センターや勤労青少年ホームなども同様の諸室を有しています。また、上記の例においては施設の規模も類似しています。

第4 目標

第3に掲げた課題を踏まえ、更新時に効果的かつ効率的な投資を行うため、次に掲げる目標の実現を目指します。

《ハコモノ資産の更新により実現すべき目標》

【目標1】市民満足度の高いサービス提供が可能な施設体系の再構築

市民を取り巻く環境を考慮し、市民の需要が高いと考えられる機能・サービスを施設に付与することにより、将来の市民の満足度の高い施設体系を再構築する。

【目標2】財政状況に照らして持続可能な施設体系の再構築

本市の財政状況を直視し、現在の施設数・規模を維持できないことを理解した上で、様々な工夫を講じつつ施設数・規模を調整することにより、将来に向けて持続的にサービス提供を行うことが可能な施設体系を再構築する。

第5 基本方針

「基本方針」は、本市のハコモノ資産全てに共通して検討すべき項目を示したものです。

【方針1】 現行の枠組みに固執せず、施設の機能・サービスの向上を検討する。

少子高齢化の進行などの社会経済情勢の変化を踏まえ、現在の施設が有する機能・サービスにこだわることなく、市民の需要が高いと考えられる機能・サービスを追求し、その向上を図ることを検討する。

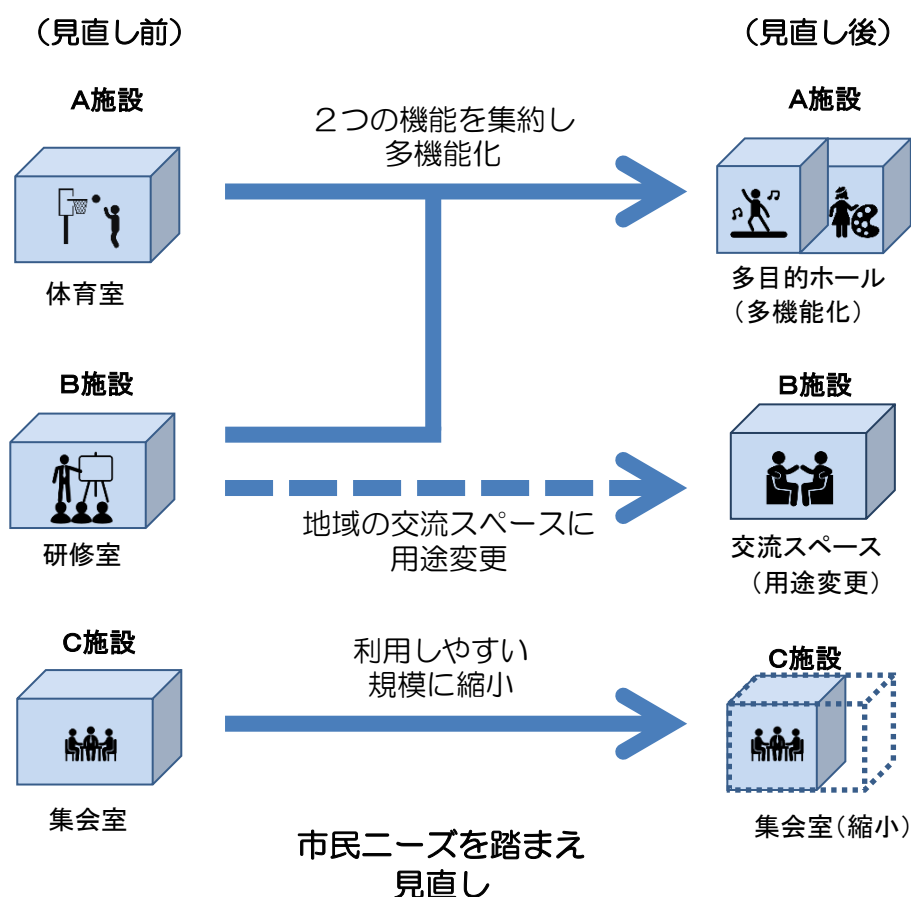
□ 各施設において検討すべき主な項目

- 1 （社会経済情勢を踏まえた上で）現在の各施設の有する機能・サービスは適切か。また、各施設の有する機能・サービスをどのように変更するか。

少子高齢化の進行などの社会経済情勢の変化により、現在提供している機能・サービスと市民ニーズとの間に乖離が生じる可能性が懸念されるため、現在の各施設の機能・サービスが適切か検証します。

その結果を踏まえ、施設の用途変更や廃止等の見直しを検討します。

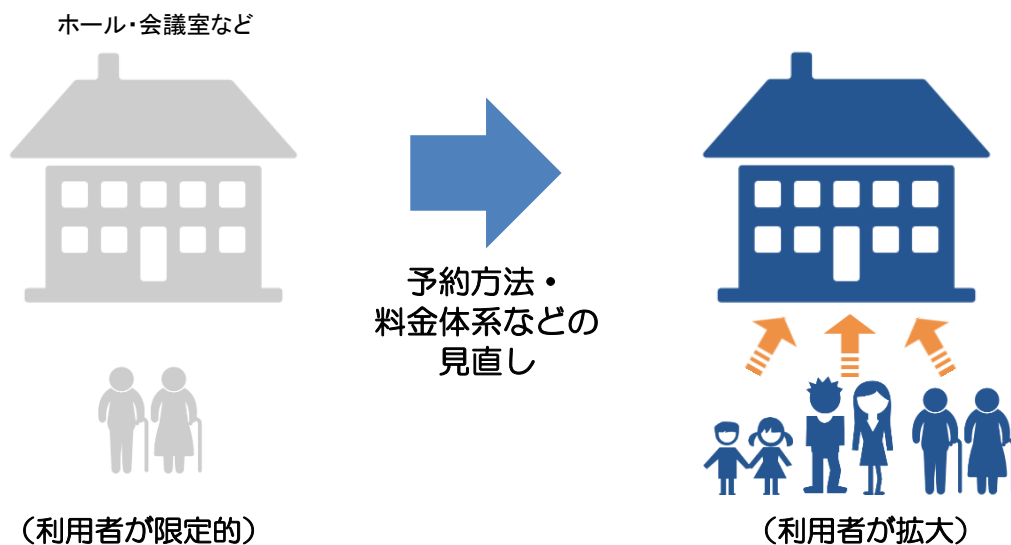
<施設の機能・サービスの見直し（イメージ）>



2 対象者が限定されている規制を撤廃できないか。

例えば、ホールや会議室などの汎用性の高い諸室や設備等を備える施設であるにもかかわらず、特定の利用者に対して、利用料金や予約受付などについて優遇措置を設けている施設については、より多くの市民にとって使い勝手の良い施設となるよう、現在の制度を見直し、より多様な目的での利用が可能な施設に変更することを検討します。

<規制の撤廃（イメージ）>



Icon made by Freepik from www.flaticon.com is licensed under CC BY 3.0

【方針2】本市の「まちづくり」等との整合性を図りつつ、利用者の利便性等も踏まえ、施設の再配置を検討する。

本市の「まちづくり（デルタ市街地、デルタ周辺部、中山間地・島しょ部の考え方や集約型都市構造の形成等）」や広島広域都市圏の「圏域づくり」との整合性を図りつつ、施設の機能・サービス、利用者の利便性等を総合的に勘案し、最適な場所への再配置を検討する。

□ 各施設において検討すべき主な項目

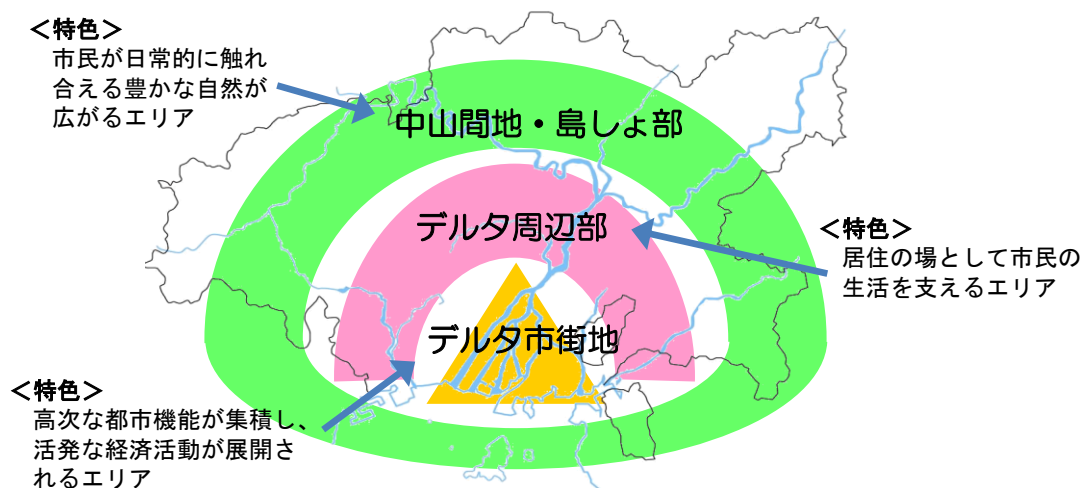
1 「まちづくり」や「圏域づくり」に資する場所に配置できないか。

本市の「3つのエリア※1」や「集約型都市構造※2」の考え方を踏まえ、地域の「まちづくり」に資するよう施設の配置を検討します。

また、本市域内だけでなく、広島広域都市圏において、住民間の交流を促進し、圏域全体の活性化につながるよう施設の配置について検討します。

※1 「3つのエリア」

本市は、「デルタ市街地」とそれを取り囲むように開発された「デルタ周辺部」、更にその外側にある「中山間地・島しょ部」の3つのエリアで構成されており、地域ごとの特色が最大限に発揮されるような「まちづくり」を検討する必要があります。



※2 「集約型都市構造」

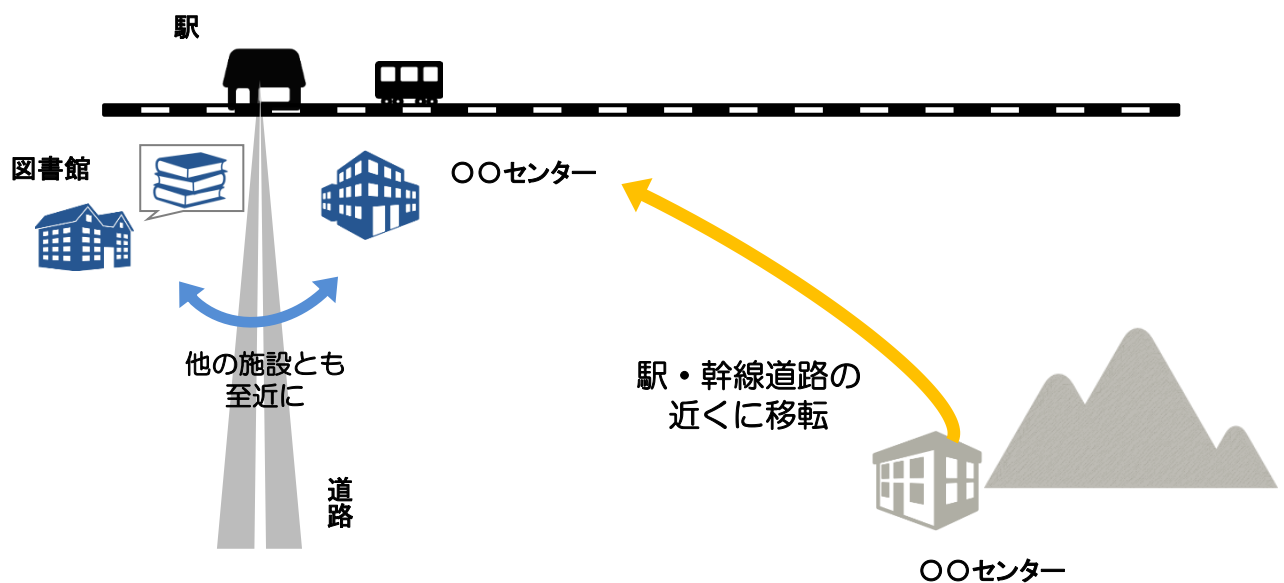
本市は、市街地の無秩序な拡大を抑制し、公共交通にアクセスしやすい場所に、居住機能、医療・福祉等の生活サービス機能を集積させる「集約型都市構造」への転換を目指しています。

2 施設の機能・サービスに鑑み、当該施設にとって、「利便性の良い場所（住民の交流しやすい場所や交通結節点等）」に配置できないか。

例えば、一度に多くの利用者が訪れる施設でありながら、公共交通機関の利用が困難な場所に設置されている場合などは、施設を更新する際に交通結節点の付近へ移転するなど、多くの利用者の利便性を高める方策を検討します。

また、地域住民の活動拠点となる施設の更新の場合には、住民相互間の交流を支援するため、地域の住民にとってより利用しやすい場所に移転することを検討します。

<利便性のよい場所への移転（イメージ）>



Icon made by Freepik from www.flaticon.com is licensed under CC BY 3.0

【方針3】財政状況を踏まえて、種々の工夫を講じながら更新量を調整する。

機能・サービスの維持・向上を図りながら、財政面に配慮しつつ施設を更新するため、施設の複合化、近隣市町や広島県等との連携（施設の共同設置・運営）、民間移管、民間活力の活用などの工夫を講じることを検討する。

□ 各施設において検討すべき主な項目

1 機能・サービスの提供に専用の施設は必要か。

機能・サービスの提供に専用の施設が必要か検証し、その必要がない場合には他施設の活用等の可能性を検討します。

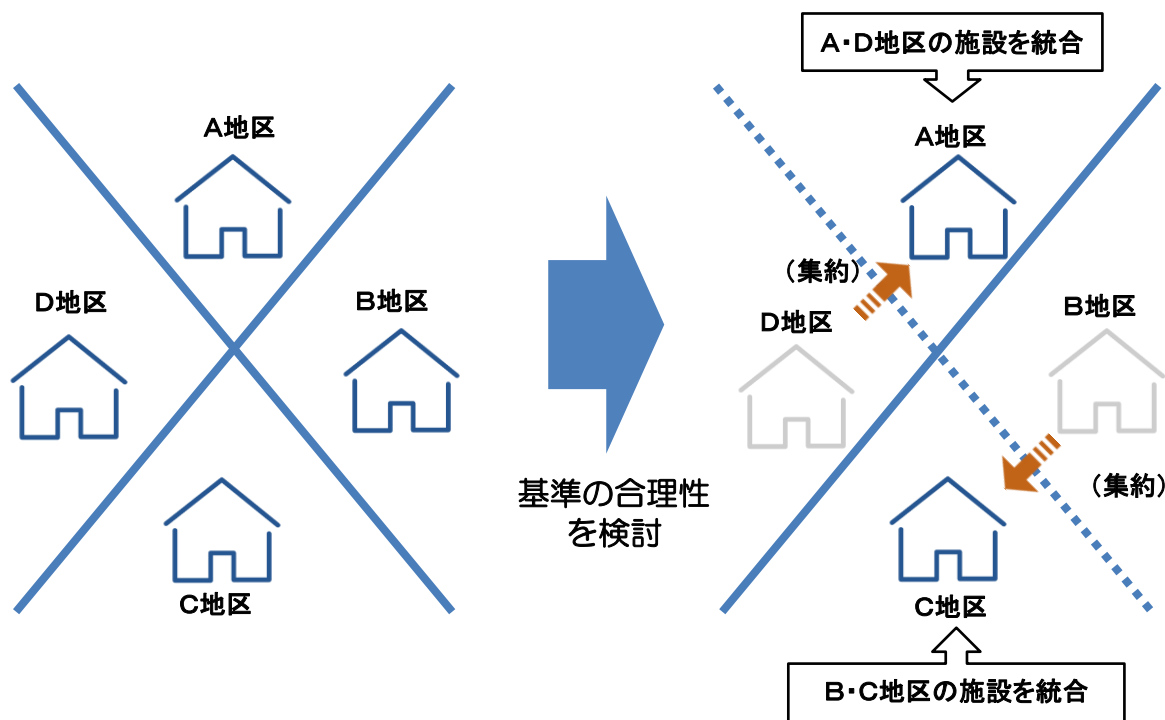
2 本市が設置主体でなければならないか（民間移管できないか。）。

十分なノウハウを持つ民間事業者が設置主体になることにより、機能・サービスの向上等が見込まれる施設については、施設を民間事業者へ移管することを検討します。

3 配置基準（小学校区に1館、中学校区に1館、1区1館など）は適正か。

配置基準が設定されている施設については、その設定経緯等を踏まえた上で、現在もその基準が合理性を有しているか検証し、基準の見直しが望ましい場合には、配置基準の変更又は撤廃を検討します。

＜配置基準の見直し（イメージ）＞

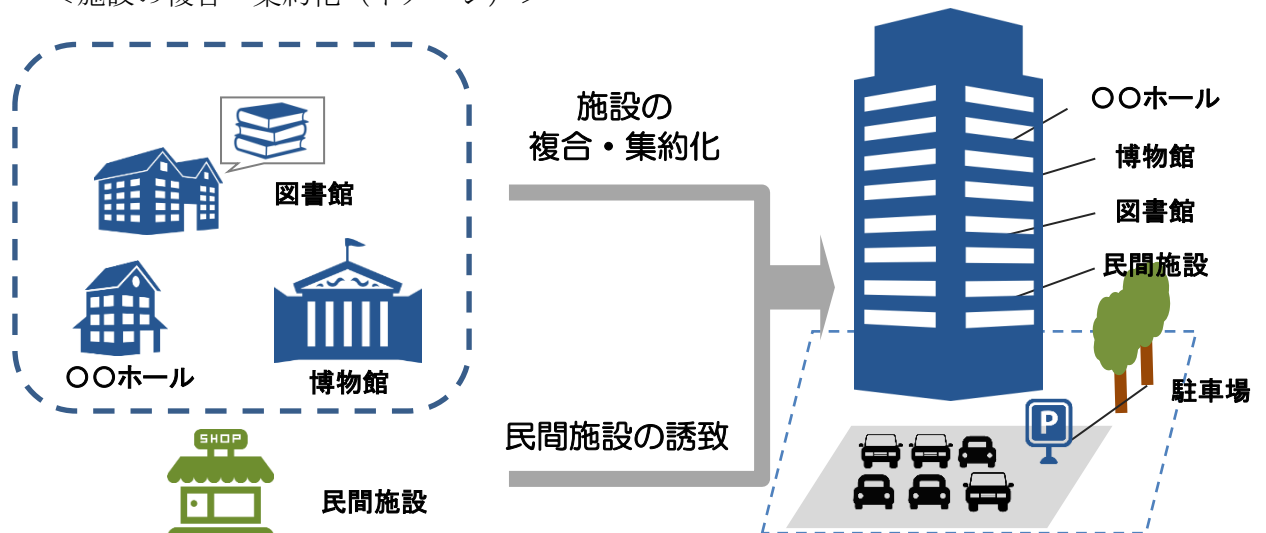


Icon made by Freepik from www.flaticon.com is licensed under CC BY 3.0

4 複合・集約化を図れないか。

民間施設を含め、様々なサービスを提供する複数の施設を1つの建物に複合・集約化することにより、集客力の向上、地域の拠点性強化、利用者の利便性の向上等を図ることを検討します。

<施設の複合・集約化（イメージ）>

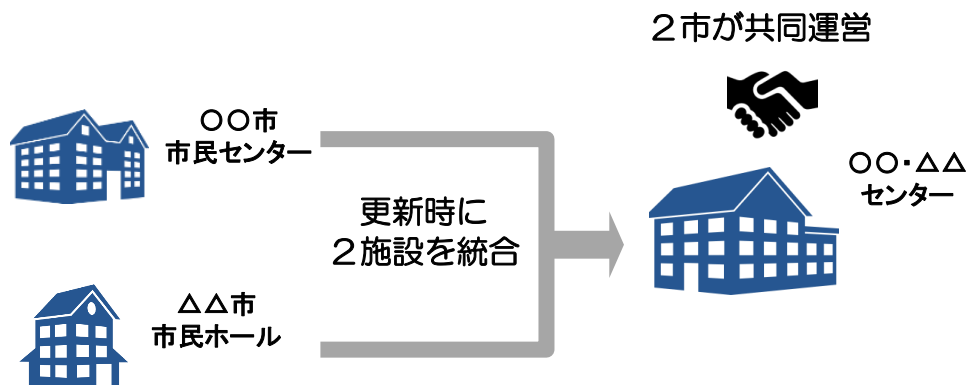


Icon made by Freepik from www.flaticon.com is licensed under CC BY 3.0

5 近隣市町や広島県等の施設を利用できないか。

本市域内や本市周辺部など市民が利用しやすい区域内に近隣市町や広島県等が本市の施設と類似の施設を設置している場合は、両施設の役割分担を整理することや、施設を共同で設置・運営することなどを検討します。

<施設の共同設置（イメージ）>



Icon made by Freepik from www.flaticon.com is licensed under CC BY 3.0

6 民間活力を活用できないか。

民間事業者のノウハウを活用することにより、サービス水準の向上や経費の削減が期待できる場合などは、PPP・PFIなどの手法を活用して積極的に民間活力の活用を図ることを検討します。また、利用者の需要が流動的な施設については、民間建物の借上げなどにより柔軟に対応することを検討します。

【参考】PPP・PFI

(1) PPP

PPP（Public-private partnership：公民連携）は、公共と民間事業者が連携して公共サービスの提供を行うスキームである。具体的には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等が該当する。

(2) PFI

PFI（Private Finance Initiative）は、PFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）に基づき、従来、公共によって行われてきた公共施設等の建設、設計、維持管理、運営等を、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う事業手法である。

第6 施設群の方向性

1 「施設群」とは

文化・教養、コミュニティ、スポーツ・レクリエーションなど用途が市民に身近な施設について、そのサービス内容に着目して、主なものを「汎用サービス型」、「専用サービス型」及び「広場型」に分類しました。さらに「汎用サービス型」は規模に、「専用サービス型」は用途に着目して再分類しました。

＜「施設群」の分類の考え方＞

分類	定義	施設群	
汎用サービス型	汎用性の高い諸室・設備等を有しているもの (例) 公民館、集会所	(1)大規模 (2)中・小規模	規模に着目
専用サービス型	特定のサービスを提供するための諸室・設備等を有しているもの (例) スポーツ施設、病院	(3)文化・教養 (4)スポーツ (5)レクリエーション (6)子育て・教育・青少年育成 (7)住宅・交通 (8)福祉・病院等	用途に着目
広場型	主に空地であるもの (例) 街区公園	—	

「広場型」を除く「汎用サービス型」と「専用サービス型」の8つの「施設群」について、各施設群の現況や特徴を踏まえ、更新に向けた「施設群の方向性」を定めました。

<ハコモノ資産の「施設群」>

利用者別 サービス内容別		全市 (市内外を問わず広範囲の住民の利用を見込む施設)		各区 (区民の利用を見込む施設)	近隣 (施設周辺住民の 利用を見込む施設)
(全市)施設数		1か所設置	複数設置	—	—
汎用サービス型	(1)大規模	文化創造センター 広島国際会議場 文化交流会館 中小企業会館 広島サンプラザ まちづくり市民交流プラザ 青少年センター 国際青年会館 留学生会館 男女共同参画推進センター		区民文化センター	
	(2)中・小規模		勤労青少年ホーム		公民館 集会所 福祉センター 老人福祉センター 老人いこいの家 老人集会所 湯来農村環境改善センター
専用サービス型	(3)文化・教養	科学館	こども文化科学館 江波山気象館 交通科学館 健康科学館		
		歴史館	郷土資料館 広島城 広島平和記念資料館		
		美術館	現代美術館 中央図書館	区図書館	
		図書館	まんが図書館 こども図書館 映像文化ライブラリー		
	(4)スポーツ	総合屋内プール 広島広域公園 広島市民球場 中央庭球場	屋内プール 体育館 運動公園等 庭球場(中央以外) 運動広場 バレーボール場	スポーツセンター	
	(5)レクリエーション	動物園・植物園等	安佐動物公園 植物公園 森林公園 花みどり公園 大芝公園交通ランド 中央公園ファミリープール		
		観光・温泉等	国民宿舎湯来ロッジ 湯の山温泉館 湯来交流体験センター クアハウス湯の山 平和記念公園レストハウス	市民農園	
	(6)子育て・教育・青少年育成	中等教育学校 広島特別支援学校 広島市立大学 看護専門学校 グリーンスポーツセンター こども村 青少年野外活動センター	高等学校 少年自然の家		保育園 幼稚園 小学校 中学校 児童館
	(7)住宅・交通		市営住宅 駐車場 自転車等駐車場		
	(8)福祉・病院等	心身障害者福祉センター 皆賀園 知的障害者更生相談所 身体障害者更生相談所 児童相談所	障害者デイサービスセンター こども療育センター 病院等 火葬場 納骨堂 墓地	地域福祉センター	湯来福祉会館
広場型		中央公園(ファミリープールを除く。) 平和記念公園			街区公園等 老人運動広場 ちびっこ広場 近隣運動広場 身近な運動広場 スポーツ広場等

2 各施設群の方向性

(1) 「汎用サービス型（大規模）」の方向性

大規模の汎用サービス型の施設は、主に「ホール」、「展示ホール」又は「研修室」を有している。それぞれの施設の特徴や取り巻く状況を踏まえて、より多目的での利用が可能な諸室を備えるなど、幅広い年齢層や様々なニーズに対応することを検討する。また、これらの施設の更新は、本市の拠点性をより高めることにつながることを考慮し、他の施設との複合・集約化やより利便性の良い場所への移転など、より集客力のある施設とするための工夫を講じること検討する。

【参考】「汎用サービス型（大規模）」の現況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

	名称	数	平均規模	主な諸室・設備等
ホール	文化創造センター	1	17,991 m ²	ホール(1204 席)、多目的スタジオ、練習室、リハーサル室、音楽室、視聴覚スタジオ、録音編集室、市民ギャラリー等
	広島国際会議場	1	24,649 m ²	ホール(1504 席)、リハーサル室、楽屋、国際会議ホール(最大 798 席)、会議室(大・中・小)、国際交流ラウンジ等
	文化交流会館	1	18,693 m ²	ホール(2001 席)、リハーサル室、楽屋、会議室(大・中・小)、宿泊施設等
	広島サンプラザ	1	19,693 m ²	ホール(アリーナ形式：固定 3040 席、可動 3000 席)、体育館、会議室、宴会場、宿泊施設等
	青少年センター	1	4,692 m ²	ホール(629 席)、楽屋、会議室、集会室、音楽室、レクリエーション室、実習室等
	区民文化センター	8	6,049 m ²	ホール(544～714 席)、スタジオ、会議室(大・中・小)、音楽室、美術工芸室、工作実習室、練習室、大広間、和室、音楽室、ギャラリー等
展示ホール	中小企業会館	1	6,566 m ²	展示ホール、研修室、会議室
研修室	まちづくり市民交流プラザ	1	5,845 m ²	研修室、会議室、ギャラリー(展示スペース)、マルチメディアスタジオ・実習室・調整室、フリースペース、作業室等
	国際青年会館	1	3,143 m ²	研修室、和室、宿泊研修室、宿泊施設等
	留学生会館	1	5,961 m ²	研修室、調理室、交流ラウンジ、ホール、居室等
	男女共同参画推進センター	1	2,931 m ²	研修室、会議室、和室、フィットネスルーム、音楽練習室、生活実習室、フリースペース、印刷作業室等

(2) 「汎用サービス型（中・小規模）」の方向性

中・小規模の汎用サービス型の施設は、地域住民の活動・交流の場として機能している。しかし、少子高齢化社会においては、地域住民の結びつきがより重要となり、地域コミュニティの維持・再生が不可欠であるため、今後は、コミュニティの基盤施設として、より一層住民の使い勝手の良いものにしていく必要がある。このため、「公民館」や「集会所」については、それぞれの特長を生かしながら、「地域住民の活動・交流拠点」として見直しを行うとともに、これらの整備・運営について再整理する。また、「公民館」と「集会所」以外の汎用サービス型の施設は、設置目的は異なるがサービス内容が類似しており、設置目的に応じて特定の者に優遇措置が設けられているものもあることから、より多くの住民にとって使い勝手の良い施設となるよう、多様な利用目的に対応できる施設とすることを検討する。

【参考】「汎用サービス型（中・小規模）」の現況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

名称		数	平均規模	主な諸室・設備等
集公民 会所館	公民館	71	1,163 m ²	ホール、大集会室、研修室、会議室、実習室、和室等
	集会所 (学区、補完、その他)	298	198 m ²	ホール、和室等
その他	福祉センター	14	1,190 m ²	ホール、会議室、料理教室、トレーニング室等
	老人福祉センター	3	1,331 m ²	集会室、トレーニング室、教養娯楽室等
	老人いこいの家	17	332 m ²	和室、浴室等
	老人集会所	29	80 m ²	和室等
	勤労青少年ホーム	3	1,218 m ²	ホール、講習室、集会室、音楽室、体育室等
	湯来農村環境改善センター	1	1,083 m ²	ホール、研修室、和室、生活改善室、調理室等

(3) 「文化・教養施設」の方向性

文化・教養施設は、同種の施設が複数存在しており、また、交通利便性が良くない場所に設置された施設は、利用者数が相対的に少なくなっている。このため、施設の状況に応じて、機能・サービスの集約化により施設の充実を図り、交通アクセスの良い場所に移転することで利用者の利便性を高めることを検討する。また、「資料を展示」することによりサービス提供を行っている施設については、リピーターの確保など集客力を向上させるために、市民ニーズや社会的要請を十分に踏まえ、展示内容及び展示方法の変更を定期的に行うなどの工夫を行うことを検討する。

【参考】「文化・教養施設」の現況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

	名称	数	平均規模	主な諸室・設備等
科学館	こども文化科学館	1	4,683 m ²	子供向け科学資料の展示室、プラネタリウム、ホール
	江波山気象館	1	1,444 m ²	気象資料の保管・展示室
	交通科学館	1	7,179 m ²	乗り物資料の保管・展示室
	健康づくりセンター・健康科学館	1	2,442 m ²	健康に関する資料の保管・展示室
歴史館	郷土資料館	1	2,559 m ²	郷土資料の保管・展示室
	広島城	1	1,976 m ²	武家文化を中心とした郷土の歴史資料の保管・展示室
	広島平和記念資料館	1	11,985 m ²	被爆・平和に関する資料の保管・展示室
美術館	現代美術館	1	9,291 m ²	美術品・美術資料の保管・展示室
図書館	中央図書館	1	7,966 m ²	図書等の資料の閲覧室・自習室・書庫
	まんが図書館	1	926 m ²	図書等の資料の閲覧室
	こども図書館	1	1,034 m ²	図書等の資料の閲覧室
	映像文化ライブラリー	1	1,293 m ²	映像資料等の視聴室・収蔵庫・ホール
	区図書館	8	1,208 m ²	図書館資料の閲覧室

(4) 「スポーツ施設」の方向性

スポーツ施設は、全国的な競技大会やプロスポーツイベント等の観戦の場となる「観戦型」と、市民の日常的なスポーツ活動の場となる「活動型」の2つの役割がある。このため、主として担う役割に着目し、スポーツ施設を「観戦型」と「活動型」に区分し、それぞれの役割を担うに当たり適切な数、規模、配置バランスを検討する。その際には、昨今の民間事業者の設置するスポーツ関連施設の増加を踏まえて、それらの民間施設との連携強化や役割分担を検討する。また、地域住民の利用が見込まれる施設については、コミュニティ再生に資することから、汎用サービス型施設等との連携を検討する。

【参考】「スポーツ施設」の現況（平成26年4月1日現在）

	名称	数	平均規模	主な諸室・設備等
観戦型	総合屋内プール	1	15,458 m ²	50m プール・飛込プール(冬季はアイススケートリンク・サブリンク)、更衣シャワー室、控室、会議室、保健室、放送室等
	広島広域公園	1	32,463 m ²	陸上競技場、補助競技場、第一球技場、第二球技場、テニスコート等
	広島市民球場	1	40,354 m ²	グラウンド、観客席、売店、練習室、会議室等
活動型	スポーツセンター	8	7,463 m ²	体育室(大・中・小)、トレーニング室、プール、更衣室、会議室等
	屋内プール	3	1,679 m ²	25m プール、更衣室、シャワー室等
	体育館	5	1,735 m ²	体育室、柔道場、剣道場、会議室等
	運動公園等 ^{※1}	9	133,900 m ²	多目的広場、ソフトボール場、野球場、テニスコート、卓球場等
	運動広場 ^{※1}	8	21,624 m ²	多目的広場
	中央庭球場 ^{※1}	1	10,500 m ²	テニスコート11面、更衣室、シャワー室等
	庭球場	8	—	テニスコート
	中央バレーボール場 ^{※1}	1	7,684 m ²	バレーボールコート8面

※1 運動公園等、運動広場、中央庭球場及び中央バレーボール場の平均規模は敷地面積を表示。また、運動広場の敷地面積には隣接する5庭球場（戸坂、南観音、沼田、上河内及び下河内）を含む。

(5) 「レクリエーション施設」の方向性

レクリエーション施設は、癒しや娯楽の場などとして市内外から幅広く利用者が訪れており、時代の流れに柔軟に対応し更に集客力の向上を図るため、施設の状況に応じて民間ノウハウの活用や民間移管等の可能性を検討する。

【参考】「レクリエーション施設」の現況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

	名称	数	平均規模	主な諸室・設備等
動物園・植物園等	安佐動物公園	1	10,953 m ²	動物園舎、動物科学館、野外ステージ、食堂、売店等
	植物公園	1	15,981 m ²	温室、展示資料館、休憩所、食堂、売店等
	森林公園	1	3,288 m ²	昆虫館、管理センター、山城展望台、モノレール、休憩所、キャンプ場等
	花みどり公園	1	1,450 m ²	温室、花木見本展示園、試験ほ場、会議室等
	大芝公園交通ランド	1	510 m ²	ゴーカートコース、広場、研修室等
	中央公園 ファミリープール	1	1,679 m ²	プール、更衣室、シャワー室、売店、食堂
観光・温泉等	国民宿舎湯来ロッジ	1	4,900 m ²	客室、浴室、多目的ホール、レストラン等
	湯の山温泉館	1	328 m ²	浴室、休憩室等
	湯来交流体験センター	1	1,166 m ²	交流体験館(会議室、調理体験室)、屋外ステージ、工芸室兼楽屋、特産品市場館、広場等
	クアハウス湯の山	1	2,814 m ²	浴室、サウナ、温泉プール、トレーニングルーム、休憩室等
	平和記念公園 レストハウス	1	1,045 m ²	休憩所、トイレ
	市民農園	3	133 m ²	農園、休憩交流スペース、更衣室、シャワー、便所、倉庫、農機具庫、農産物加工室等

(6)ー1 「子育て・教育・青少年育成施設（保育園及び幼稚園）」の方向性

保育園及び幼稚園は、子育てを支援し、幼児教育を推進するための要となる施設であり、そのあり方は将来の広島市の人口（自然増・社会増）にも関わることから、待機児童を生じることなく、より良い子育て環境を整備することが求められる。こうしたことから、保育園及び幼稚園は、需給バランスやサービスに関する保護者のニーズに応じて更新のあり方を検討する。

【参考】「子育て・教育・青少年育成施設（保育園及び幼稚園）」の現況

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

名称等	数	平均規模	主な諸室
保育園	89	763 m ²	保育室、調理室等
幼稚園	20	579 m ²	保育室、遊戯室等

(6)－2 「子育て・教育・青少年育成施設（小・中・高・中等教育・特別支援学校、児童館、大学及び専門学校）」の方向性

小・中・高・中等教育・特別支援学校、児童館、大学及び専門学校は、学級数・児童生徒数や施設の状況等を勘案し、その数や規模を検討する必要がある。空きスペースが生じる場合には他機能として利用できないか検討する。市域内の広島県の設置する類似施設との役割分担や連携を検討する。

【参考】「子育て・教育・青少年育成施設（小・中・高・中等教育・特別支援学校、児童館、大学及び専門学校）」の現況（平成26年4月1日現在）

名称等	数	平均規模	主な諸室
小学校	142	5,626 m ²	普通教室、特別教室、屋内運動場等
中学校	64	6,920 m ²	普通教室、特別教室、屋内運動場等
高等学校	8	15,532 m ²	普通教室、特別教室、屋内運動場等
中等教育学校	1	2,995 m ²	普通教室、特別教室、屋内運動場等
広島特別支援学校	1	19,708 m ²	普通教室、特別教室、屋内運動場等
広島市立大学	1	75,121 m ²	研究室、実験・実習室、講義室、ゼミ室、資料室等
看護専門学校	1	7,222 m ²	教室、演習室、実習室、自習室、体育館、実習施設等
児童館	108	347 m ²	遊戯室、図書室、工作室、静養室、集会室、ふれあいルーム等

(6)ー3 「子育て・教育・青少年育成施設（少年自然の家、グリーンスポーツセンター、こども村及び青少年野外活動センター）」の方向性

少年自然の家、グリーンスポーツセンター、こども村及び青少年野外活動センターは、主に小・中学生を対象に体験学習の場を提供している。これらについては、近隣市町等においても同様の施設を複数設置しており、それらの施設と本市施設を本市住民や近隣市町住民がともに利用している状況にある。このため、更新に向けては、本市施設の特徴や利用状況を踏まえて、地域の活力維持にも配慮し、近隣市町等とも連携しながら施設のあり方を検討する。

【参考】「子育て・教育・青少年育成施設（少年自然の家、グリーンスポーツセンター、こども村及び青少年野外活動センター）」の現況（平成26年4月1日現在）

名称等	数	平均規模	主な諸室・設備
似島臨海少年自然の家	1	4,724 m ²	宿泊室、浴室、食堂、研修室、ホール、キャンプ施設、広場、アスレチック場、海水プール等
三滝少年自然の家	1	3,624 m ²	宿泊室、浴室、食堂、研修室、体育館等
グリーンスポーツセンター	1	338 m ²	キャンプ施設、広場、アスレチック場等
こども村	1	3,603 m ²	研修室、工作室、食堂、牧場、実習農場等
青少年野外活動センター	1	4,159 m ²	宿泊室、浴室、食堂、ロッジ、キャンプ場、体育館等

(7) 「住宅・交通施設」の方向性

住宅・交通施設は、民間事業者が同様の施設を多数設置しており、市域内の利用者の需要を考慮した上で市の供給量を調整する必要がある。また、民間事業者の施設の活用を支援する、公共交通機関と連携を図るなど官民一体となって利用者の需要に応えていくことを検討する。

【参考】「住宅・交通施設」の現況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

名称	数	平均規模	主な諸室・設備等
市営住宅	128	6,868 m ²	居宅
市営店舗※ ²	19	—	店舗
市営住宅附設駐車場※ ²	91	—	駐車スペース
駐車場※ ³	30	8,064 m ²	駐車スペース
自転車等駐車場※ ³	119	1,817 m ²	駐輪スペース

※² 市営店舗の面積は市営住宅に含む。市営住宅附設駐車場は延床面積、敷地面積のいずれも不明。

※³ 駐車場及び自転車等駐車場の平均規模は、建物等のある施設のみの平均。

(8) 「福祉・病院等施設」の方向性

福祉・病院等施設（火葬場、納骨堂及び墓地を除く。）は、高齢化の進行、障害児・者数の増加等により、今後、今以上の需要が見込まれる。この中には、民間事業者が育ってきている分野もあるため、施設の状況に応じて民間事業者と連携しながら、増えていく需要に対応するための施設体系の整備を検討する。また、車での移動が難しい高齢者等の利用が見込まれる施設については、可能な限り公共交通機関の利便性の良い場所に配置することを検討する。

火葬場、納骨堂及び墓地は、墓地、火葬等をめぐる状況の変化を踏まえて施設のあり方を検討する。

【参考】「福祉・病院等施設」の現況（平成26年4月1日現在）

名称	数	平均規模	主な諸室・設備等
心身障害者福祉センター	1	7,117 m ²	プール、体育室、機能訓練室、団体ボランティア連絡室、講習室、音楽室、趣味創作室、ADL室、作業室等
障害者デイサービスセンター	3	1,335 m ²	作業室、重介護室、入浴室、機能訓練室、社会適応訓練室
皆賀園	1	2,194 m ²	作業室、多目的ホール、デイルーム、相談室、食堂、医務室等
こども療育センター	3	4,743 m ²	[療育相談所] 相談室、検査室、診察室、作業療法室、理学療法室、言語聴覚療法室等 [児童福祉施設] 療育室、訓練室、居室、食堂、カウンセリング室、遊戯室、静養室、談話室、保護者控室等
児童相談所	1	1,196 m ²	相談室、居室、食堂、遊戯室等
知的障害者更生相談所	1	60 m ²	面接室等
身体障害者更生相談所	1	363 m ²	相談室、検査室等
湯来福祉会館	1	3,680 m ²	[デイサービス施設] 食堂、特別浴室等 [福祉活動支援施設] ホール、会議室、調理実習室等
地域福祉センター	8	2,085 m ²	会議室、ボランティア研修室、機能訓練室、福祉団体共通作業室等

名称	数	平均規模	主な諸室・設備等
広島市民病院	1	75,812 m ²	病棟(一般・精神)、診察室、処置室、検査室、手術室、集中治療室、救急救命センター等
安佐市民病院	1	36,795 m ²	病棟(一般)、診察室、処置室、検査室、手術室、集中治療室等
舟入市民病院	1	14,779 m ²	病棟(一般・感染症)、診察室、処置室、検査室、手術室等
リハビリテーション病院 自立訓練施設	1	10,113 m ²	[病院]病棟(一般)、診察室、理学療法室、検査室等 [自立訓練施設]居室、理学療法室、食堂、浴室等
広島市医師会運営・ 安芸市民病院	1	8,470 m ²	病棟(一般・療養・緩和ケア)、診察室、検査室、リハビリテーション室、人工透析室等
健康づくりセンター・ 健康管理・増進センター	1	7,182 m ²	診察室、検査室、健康増進室等
火葬場	5	2,634 m ²	火葬炉、霊安室、待合室、葬儀場等
納骨堂	1	387 m ²	納骨堂
墓地 ^{※4}	26	10,307 m ²	—

※4 墓地の平均規模は敷地面積を表示。また、敷地面積の不明な3施設を除く。

第7 今後の取組

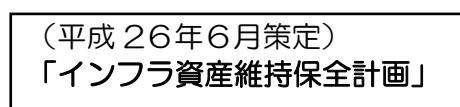
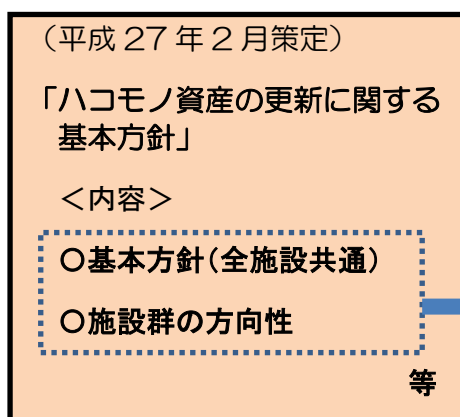
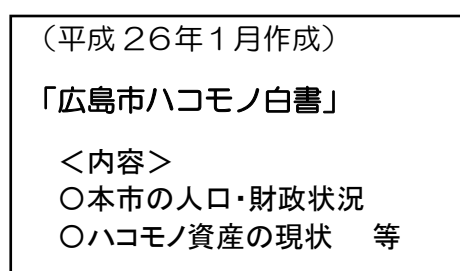
今後は、「基本方針」及び「施設群の方向性」に掲げた項目について検討し、その検討結果を踏まえて、施設ごとに更新に関する具体的方針を策定します。この方針では、

- ① 施設の機能・サービス
- ② 施設を配置する場所
- ③ 複合・集約化、近隣市町等との連携、民間活力の活用などの施設更新時の工夫などの内容を整理します。

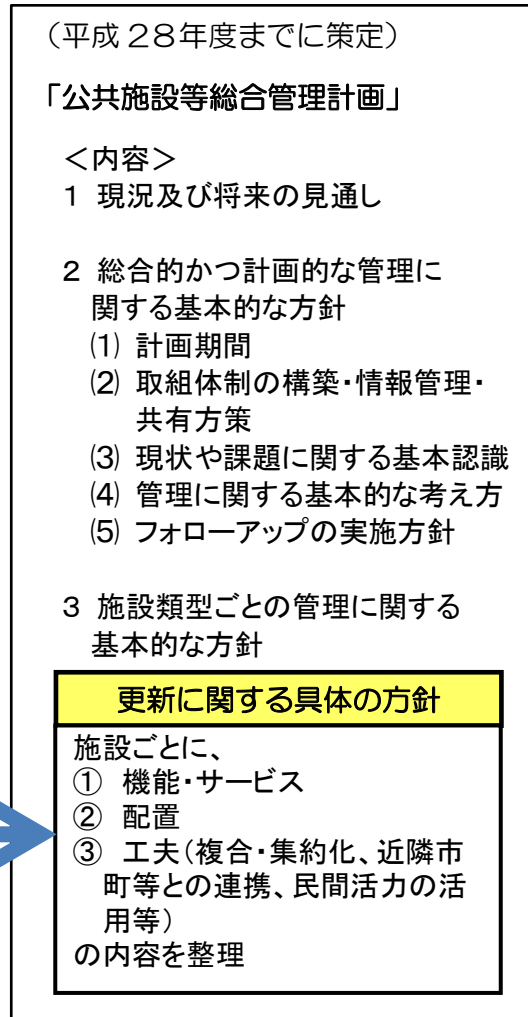
また、この方針は、国からの要請に基づき、平成28年度を目途に策定することを予定している「公共施設等総合管理計画」（インフラ資産を含めた全ての公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する計画）に掲載することを検討します。

＜本書と公共施設等総合管理計画の関係＞

《これまでの取組》



《今後の取組》



【参考】「公共施設等総合管理計画」

全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっていることを受け、平成 26 年 4 月 22 日に国から地方公共団体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画として「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請があったもの。

この要請と同時に総務省より「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が示されており、同計画に記載すべき事項として、

- ① 公共施設等の老朽化の状況、利用状況、中長期的な経費の見込みなどの「公共施設等の現況及び将来の見通し」
- ② 現状や課題に関する基本認識や施設の管理に関する基本的な考え方などの「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」
- ③ 各施設の特性を踏まえた「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」

が明示されている。

また、同計画は早期に作成することが推奨されており、平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 年間は、計画策定に要する経費について特別交付税措置が講じられている。

